

## ⑥相続税を減らしたい（芦屋市・MTさんの場合）

MTさん（65歳）は以前は会社を経営していたが、今は長男に任せており、悠々自適の生活を送っている。唯一の心配事は相続税で、「E・Salon」へ相談。



PHASE 1  
**Hearing**  
ヒアリング

MTさんには、配偶者（62歳）と子ども3人の合わせて4人の相続人がいます。

現在、預貯金から支払えない金額ではないが、できたら預貯金関係は配偶者の生活費に残したい。

PHASE 2  
**Investigation**  
調査

財産は評価額で3億円。それにかかる相続税は配偶者が財産の1/2を取得したとして、約2,000万円。生命保険はすべて満期を迎えており、現在、加入していない。

PHASE 3  
**Analysis**  
分析

相続税の非課税枠の利用し、納税資金を確保する

契約者	被保険者	保険金受取人
被相続人 (MTさん)	被相続人 (MTさん)	相続人

PHASE 4  
**Solution**  
解決

「E・Salon」では、生命保険を活用した納税対策プランをご提案しました。現金であれば、その金額がそのまま相続財産に含まれるが、生命保険の非課税枠（500万円×法定相続人）を使えば、納税資金を確保できる。換言すれば、「課税財産である現金」を「非課税財産となる保険金」に変えることで納税資金づくりをするわけです。具体的なプランは、「外貨建ての一時払で支払う終身保険」で基本保険金額を円換算で2,000万円（非課税枠）です。

### ＜お客様のインタビュー＞

「お金がないわけじゃないけど、節税は誰しもしたいと思いますよ。とりあえず、納税資金が確保できて、これでひと安心だ。保険契約後、平成21年度の税制改正で相続税の課税方式が変わることが決定しました。詳細が決定後、再度、生命保険の見直しをすることになっています。」



株式会社 E.FCA 事業部

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通 3 - 2 - 17 ワールド三宮ビル  
Tel.078-241-4201 Fax.078-241-4211  
URL. <http://e-fca.jp>